



きゅうゆうせい ほ ご ほ う
旧優生保護法による
ふ にんしゅじゅつ かんが しゅうかい
不妊手術を考える集会

とうきょうちさい ていそ ご しゅうかい
～東京地裁への提訴後集会～ ※札幌、仙台も同日に提訴予定

にちじ ねん がつ にち もく じ じ
日時 2018年5月17日 (木) 11時～13時

ばしょ さんぎいんぎいんかいかん
場所 参議院議員会館 B107

とうきょうとちよ だくながたちょう
(東京都千代田区永田町2-1-1)

もうしこみふよう
申込不要

1948 (昭和23) 年に制定され、1996 (平成8) 年に母体保護法に改正された
旧優生保護法の下で、多くの障害のある方々が不妊手術を受けさせられてしま
した。公式な統計によれば、この法律に基づく本人の同意によらない不妊手術の数は
約16,500件とされ、このうち記録が残っているのは2割程度といわれています。

1957 (昭和32) 年ころに強制不妊手術を受けさせられた北さん (仮名) は、
今年1月に提起された仙台の裁判に勇気づけられ、この度、東京地方裁判所に国の
謝罪と補償を求め裁判を起こします。

北さんは、手術の公式な記録が保存されておらず、他の「記録がない」被害者の
方の力になりたいと願っています。

この集会では、旧優生保護法の基本的な話から、今回の裁判の意義、今後目指
していくことを北さんや弁護団からお話しした上で、一緒に考える会にしたいと
考えています。ぜひご来場ください。

お問い合わせ先：旧優生保護法東京弁護団 (関哉) 電話 03-5501-2151

FAX 03-5501-2150